

指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）

重 要 事 項 説 明 書

当施設は指定地域密着型サービス事業所の指定を受けています。
(富山市指定 第 1690101645 号)

当施設は利用者に対して指定地域密着型サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 おおさわの福祉会
多機能おおくぼの森

改定：R8.6.1

指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）

重要事項説明書

あなたに指定小規模多機能型居宅介護サービス（指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）を提供するにあたり、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人おおさわの福祉会	所在地	富山市下タ林 141
法人種別	社会福祉法人	代表者	理事長 岩井 広行
電話番号	076-467-1000	ファックス番号	076-468-0001

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	要介護状態（指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあつては要支援1，2）と認定された利用者に対し、介護保険法令の主旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように、指定小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスを提供することを目的とする。
運営方針	・利用者が住み慣れた地域での生活が継続することができるよう、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）計画に基づいて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。 ・地域住民との交流や地域活動への参加を図る。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わない。 ・利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、「にこやか」で「個性豊かに」日常生活を送ることができるようサービス提供に務める。サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう務める。

*利用者やその家族は、ケアプランに位置づける小規模多機能型居宅介護支援事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能です。また、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能です。

3. 事業所の概要

名称	多機能おおくぼの森			所在地	富山市下大久保 1 5 3 0 - 1	
電話番号	0 7 6 - 4 6 8 - 3 3 2 2			ファックス番号	0 7 6 - 4 6 8 - 2 0 0 6	
敷地	1 , 3 4 0 m ²			延べ床面積	2 7 8 . 7 6 m ²	
建物	宿泊室数	7 室	デイルーム	1 室	地域交流室	1 室
登録定員	2 5 名 (通いサービス 1 5 名、宿泊サービス 7 名、訪問サービス 9 名)					

4. 職員の配置状況

	常勤		非常勤		常勤換算	保有資格
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			1	
介護支援専門員		1			1	
看護従業者	1				1	
介護従業者	7	2	1		10	

5. 事業の実施地域

本サービスの通常の事業実施地域は富山市とします

6. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（24時間）
営業時間	通いサービス（基本時間）午前9時00分から午後5時00分 宿泊サービス（基本時間）午後5時00分から午前8時00分 訪問サービス（基本時間）24時間常時対応可能な体制とする。 ※緊急時及び夜間訪問必要者においては、柔軟に対応し、訪問サービス及び宿泊サービスを提供する。（24時間）
利用定員	登録者25名（介護予防を含む） 通いサービスの定員 15名 宿泊サービスの定員 7名 訪問サービスの定員 9名

7. サービス内容

（1）介護保険給付サービス

通いサービス
事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。 ①食事／食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。 ・調理場で利用者が調理することができます。 ②入浴／入浴または清拭を行います。 ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ③排泄／利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ④機能訓練／利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう務めます。 ⑤健康チェック／血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。 ⑥送迎サービス／利用者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。
訪問サービス
利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。 ＊訪問サービスの実施のための必要な物品等（水道、ガス、電機含む）は無償で使用させていただきます。 ＊訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 ①医療行為 ②利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な製品の授受 ③飲酒及び利用者もしくはその家族の同意無しに行う喫煙 ④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動。政治活動、営利活動
宿泊サービス
事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練をおこないます。

8. 当事業所が定める利用料金について

介護保険給付の対象となるサービスの提供を受けた場合は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に則り、施設利用料の7～9割が介護保険から給付されます。利用者が介護保険の適用を受けていない場合、又は、介護給付の対象とならないサービスの提供を受けた場合は、利用料の全額が自己負担となります。＊利用者が、未だ要介護認定を受けていない場合には、要介護度認定後、自己の申請により介護保険から返還される制度があります。

（1）小規模多機能型居宅介護の利用料金について（介護保険給付対象）

（2）介護保険給付外費用

※別紙に定める通り

9. 協力医療機関

事業所の名称	みなみの星病院	所在地	富山市二俣382
電話番号	076-428-1373	ファックス番号	076-428-1370
診療科	内科、整形外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、皮膚科 外科、乳腺外科、脳神経外科、血液外科		
入院設備	有り	救急指定	無し
協力関係の概要	医療法人社団双星会が経営する病院です		

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	大塚 繭
-------------	------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
 ③ 苦情解決体制を整備しています。
 ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催すると共にその結果について従業員に周知徹底しています。
 ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

12. 業務継続計画の策定について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
 ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
 ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 非常災害時の対策

消防計画	別に定めます 消防計画 平成24年4月1日 大沢野消防署へ届出 防火管理者
避難訓練	年2回 火災、地震等を想定した訓練を行います。
防災設備	自動火災報知器 煙感知器 誘導灯

14. 事故発生時の対応

当施設内で事故が発生し処置が必要になったときは、連携している協力医療機関に連絡し、往診・診察又は入院等の指示を仰ぎ、ご家族には詳細に経過を説明、報告いたします。また、日頃より応急手当処置の知識・方法などについて研修します。また、サービス提供にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、速やかにその損害を賠償します。（当施設では損害賠償保険に加入しています。）

15. 苦情相談窓口

当事業所内	相談・苦情受付担当者 大塚 繭
-------	-----------------

	苦情解決責任者 野口 久子 ご利用時間 毎日 9:00～17:00 ご利用方法 電話 076-468-3322 面接 上記時間内で対応いたします 投書 玄関に設置した苦情箱に投函してください
富山市介護保健課	住所：富山市新桜町 7 番 38 号 電話：076-443-2041
大沢野総合行政センター 地域福祉課	住所：富山市高内 333 番地 電話：076-468-5811
富山県国民健康保険団体 連合会	住所：富山市下野豆田 995 番地 3（県市町村会館内） 電話：076-431-9832
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	住所：富山市安住町 5 番 21 号（富山県社会福祉協議会内） 電話：076-432-3280

※ 苦情処理第三者委員は、公平中立な立場で苦情の相談に応じていただけます。

西 野 満 男	住所：富山市高内 140 番地	電話：076-467-2925
牧 野 啓 行	住所：富山市下大久保 1878 番地 4	電話：076-468-0547

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

【事業者】

所在地 富山市下大久保 1530 番地 1
 法人名 社会福祉法人 おおさわの福祉会
 事業所名 多機能おおくぼの森
 （富山市指定 第 1690101645 号）
 理事 野口 久子

説明者の職名氏名
 職 名
 氏 名

令和 年 月 日

私は、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）契約書及び本書面により、事業者からについて重要事項説明を受け同意しました。

【利用者】

住 所

氏 名

【利用者代理人（選任した場合）】

住 所

氏 名
 （続柄）

小規模多機能型居宅介護利用料金表

令和 8 年 6 月 1 日改定

☆小規模多機能型居宅介護

(1) 保険給付の自己負担

1) 基本料金 (1 カ月につき)		
要 介 護 1	1 0, 4 5 8 単位/月	
要 介 護 2	1 5, 3 7 0 単位/月	
要 介 護 3	2 2, 3 5 9 単位/月	
要 介 護 4	2 4, 6 7 7 単位/月	
要 介 護 5	2 7, 2 0 9 単位/月	
2) 加算	利用者負担額 (単位)	加算条件等
初期加算	3 0 単位/日	登録日より 3 0 日間
認知症加算 (Ⅱ)	8 9 0 単位/月	認知症ケアの専門知識を有する職員を配置し、認知症の方の症状に応じた適切なケアを提供し小規模多機能型居宅介護を行った場合
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	1, 2 0 0 単位/月	地域住民等の相談に対応する体制の確保、インフォーマルサービスを取り入れた居宅サービス計画書作成、他事業所と共同し事例検討会、研修会を実施
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)	8 0 0 単位/月	利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ他職種により個別サービス計画書のみなおし、多様な活動の確保、地域行事への参加
科学的介護推進体制加算	4 0 単位/月	利用者ごとの ADL、栄養状態、口腔機能、認知症やその他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生省に提出。必要に応じて介護計画を見直すなどサービスを適切・有効に提供するために必要な情報を活用。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 0 単位/月	業務効率化、質向上、職員の負担軽減に資す機器 (介護機器) を活用する利用者の安全、ケアの質の確保。業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるための職員研修。介護機器を活用している。事業年度ごとに取り組みによる業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生省へ報告
看取り連携体制加算	6 4 単位/日	
訪問体制強化加算	1, 0 0 0 単位/月	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	7 5 0 単位/月	従業者の研修計画を作成し実施又は実施予定し、技術指導を目的とした会議を定期的で開催し、介護職員の総数のうち 7 0 % 以上が介護福祉士である場合。
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ口)	上記介護報酬の 18.6 %	
※加算料金の算定項目は当施設が対応している加算料金サービス費のみに限定して掲載しています。 ※富山市は地域区分が「7 級地」であるため、上記単位数に 10.17 円を乗じた金額となります。また、利用者負担額 (単位) は保険者の発行する「介護保険負担割合証」をご確認ください。		

☆介護予防小規模多機能型居宅介護

(2) 保険給付の自己負担

1) 基本料金		
要 支 援 1	3, 4 5 0 円／月	
要 支 援 2	6, 9 7 2 円／月	
2) 加算	利用者負担額 (単位)	加算条件等
初期加算	3 0 ／日	
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	1, 2 0 0 ／月	地域住民等の相談に対応する体制の確保、インフォーマルサービスを取り入れた居宅サービス計画書作成、他事業所と共同し事例検討会、研修会を実施
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)	8 0 0 ／月	利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ他職種により個別サービス計画書のみなおし、多様な活動の確保、地域行事への参加
科学的介護推進体制加算	4 0 ／月	利用者ごとの ADL、栄養状態、口腔機能、認知症やその他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生省に提出。必要に応じて介護計画を見直すなどサービスを適切・有効に提供するために必要な情報を活用。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1 0 ／月	業務効率化、質向上、職員の負担軽減に資す機器 (介護機器) を活用する利用者の安全、ケアの質の確保。業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるための職員研修。介護機器を活用している。事業年度ごとに取り組みによる業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生省へ報告
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ	7 5 0 ／月	従業員の研修計画を作成し実施又は実施予定し、技術指導を目的とした会議を定期的に開催し、介護職員の総数のうち 7 0 % 以上が介護福祉士である場合。
介護職員処遇改善加算 (Ⅰロ)	上記介護報酬の 18.6%	
※加算料金の算定項目は当施設が対応している加算料金サービス費のみに限定して掲載しています。 ※富山市は地域区分が「7級地」であるため、上記単位数に 10.17 円を乗じた金額となります。また、利用者負担額 (単位) は保険者の発行する「介護保険負担割合証」をご確認ください。		

(3) 介護保険対象外サービス

食 費	1, 9 8 0 円／日	朝食：4 4 0 円、昼食：7 7 0 円、夕食：7 7 0 円
お や つ 代	1 2 0 円／日	おやつ代として
宿 泊 料 金	3, 0 0 0 円／日	居室利用代として
洗 濯 料 金	1 2 0 円／日	洗濯・乾燥を行います
口 座 引 落 手 数 料	1 1 0 円／回	利用料の引き落とし手数料
郵 送 料	1 1 0 円／回	書類等の送付
キ ャ ン セ ル 料	5 0 0 円／回	前日 17:00 以降に、通いの利用キャンセルがあった場合